



はじめに

池袋西口公園は平成2年に東京芸術劇場の建設に合わせて再整備され、平成14年にステージが設置されて以来、地域活性化イベントの会場として歴史を重ねてきました。

そして、平成27年、池袋西口地区の新たなエリアマネジメントに取り組むことで、地域環境の向上と地域コミュニティの醸成に寄与することを目的に、豊島区と池袋西口公園活用協議会（以下「協議会」といいます。）は「豊島区立池袋西口公園に関する社会実験実施に係る協定書」を締結しました。

この案内は、当協定書に基づき、池袋西口公園の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本案内の内容を十分にご理解いただき、遵守してください。

池袋西口公園活用協議会



池袋西口公園の利用について

利用場所(概要)

名 称 豊島区立池袋西口公園
所在地 豊島区西池袋1-8-26
面 積 約3.150㎡

面 積	約3,150㎡
付帯設備	屋外ステージ：横幅約12m × 奥行き5.4m（可動式の天幕・横幕あり） 管理棟：1F 倉庫スペース・2F 更衣室スペース 電 源：（常設）単相100V 40KVA （イベント用）単相100V 40KVA 水 道：散水栓（電気水道共に仕様・表記方法要確認） ※イベント用電源に関しては都度、利用者様と東京電力との直接契約が必要です。

利用形態

多数の来街者の誘致を期待できる事業特に、次の取り組みを募集します。

1. 池袋西口の特徴ある資源を活用し、まちづくりや地域活性化など地域の機運を高めるような先進的な取り組み
2. 国際アートカルチャー都市づくりや、持続発展都市等、区が進めるまちづくりへ貢献できるもの
3. 地域性や独自性、先進性、継続性、発展性、周囲への波及効果等が期待できるもの
4. 池袋西口公園で行っている既存の事業とは異なる、新たな来街者を集客できるもの

申請資格(応募できる方)

公共団体、事業者、NPO法人

（ただし、民間事業者単独・個人での申請はできません。複数事業者より構成される実行委員会を組成したうえでお申込みください。※会則・規約が必要です）



池袋西口公園の利用について

利用可能日・時間

- 地域、区等の主催イベント日以外の日（含む土、日、祝日、年末年始）
- 開催期間は原則7日間（事業者選定委員会で承認された場合のみ設営/撤去を含み最大2週間まで）
- イベント開催時間は8時～21時までとする（準備、片付けを除く）

ステージの利用

ステージを利用し、音楽、踊り、演劇等の文化イベントを、可能な限り実施してください。

- 利用時間 9時から20時まで
- 音量については周辺住民や店舗へ配慮すること。（学習塾やクリニック等があります）
目安として西口駅前広場側の公園入口付近で70デジベル以下を厳守すること
- イベントに無関係な単なる告知、宣伝は禁止



利用料金について

公園利用料

時期によって基本利用料が異なります。

利用日		文化イベント	商業イベント
3～11月	平日	70,000円/日	150,000円/日
	土・日・祝日	100,000円/日	200,000円/日
12～2月	平日	40,000円/日	80,000円/日
	土・日・祝日	60,000円/日	120,000円/日

※文化イベントの定義…音楽や演劇などの普及・振興などを主目的としたイベント

※商業イベントの定義…飲食の提供を主目的としたイベント

自己申告ではなく企画書ベースに当協議会で判断いたします。

付帯設備利用料

ステージ裏手に更衣室ならびに倉庫スペースがございます。ご利用の場合は時期を問わず1日あたり10,000円の利用料が発生いたします。

支払のタイミング・方法

原則前払いです。イベント開催の許可が出た場合、当協議会から発行する請求書を発行します。発行日より1か月以内に指定口座へ振込をお願いします。（振込手数料はご負担ください）。入金を確認でき次第、豊島区公園緑地へ占用許可申請を行います。鍵の受け取りは利用前日までできませんのでご了承ください。



応募の流れ①

募集の時期

利用月により、以下のとおり募集いたします。

利用月	申請日
4月～6月	前年11月1日から
7月～3月	同年2月1日から

(例：平成28年4月実施→平成27年11月1日から申請可)

(例：平成28年7月実施→平成28年2月1日から申請可)

提出書類

- 池袋西口公園使用申請書
- 事業の概要または実施計画書
- 事業予算書
- 主催者の会則等
- 主催者の主な構成員（役員）・事業関係者名簿（住所等記載のあるもの）
- 事業パンフレット（案）、その他

事業の決定

申請書は事業者選定委員会（不定期開催）にて内容の審査をいたします。申請者の方には当日企画書をベースとしたプレゼンテーションを実施していただきます。質疑応答を含め持ち時間は10～15分程度です。結果は後日、申請者にメールまたは電話で通知します。

事業の決定

申請者が虚偽その他不正の手段により使用承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、または付した条件に反したときは、その承認を取り消いたします。

応募の流れ②

<http://iwgp-management.com/rule/>

イベント企画お申込みの流れ

空き日程のご確認

[スケジュールの確認はこちら](#) →

[空き日程確認](#)

お申込みフォームからお申込み

下記、必要書類添付の上、お申込み下さい。

企画書案 レイアウト案 主催者名簿

[イベント企画のお申込みはこちら](#) →

[お申込みフォームへ](#)

書類審査

当団体内において申込内容・書類による審査を致します。
(内容に応じて面談等を実施する場合があります)

審査結果のご連絡

メールもしくはお電話にて審査結果の返答を致します。

お申込み受理から審査日までは1か月ほどかかる場合がございます。
期間には余裕をもってお申込みください。

審査を通過された方

審査通過の場合、以下の資料を2週間以内にご提出ください。

- 催事計画の詳細
- 付帯設備の利用予定 (電気・水道・照明)
- 運営・警備計画 (トラブル時や災害時等の対応、避難誘導計画等)
- レイアウト確定版
- タイムスケジュール詳細 (設営～撤去まで)

レイアウトとタイムスケジュールによって
最終決定した利用料のご案内をいたします。

審査に通りなかつた方

ご期待に添えない結果となり申し訳ありません。またのご応募をお待ちしております。

地域活動協賛金のお支払

利用開始の15日前までに当団体指定口座にお振込みください。

各申請書の提出

利用開始の15日前までに関係機関 (行政/警察/消防等) への書類提出を作成してください。

鍵の受け渡し

利用開始前日に豊島区公園緑地課にて鍵をお渡しいたします。

鍵の受け取りは原則利用前日です。

公園のご利用

設置 ～ イベント開催 ～ 撤去
存分に、イベントを盛り上げてください！

最終清算と鍵の返却

撤去後の清掃状況などを確認した上で最終清算を行います。
鍵は撤去作業が完了しましたら翌営業日に使用完了報告書と共に豊島区役所の公園緑地課に返却ください。

鍵の返却は利用日翌日の8:30～9:00です。

有り難うございます！

またのご利用をお待ちしております！

Thanks!!



会場運営について

ごみ・清掃について

- ごみは、必ずお持ち帰りください。持ち帰れない場合は、民間業者に依頼して回収してください。残置物の処分や清掃不十分な場合は、その処理費用を負担していただきます。
- 噴水は循環水を使用しています。来場者が飲み残しや食べ物等を流さぬよう対応をして下さい。
- また、利用後は清掃を事業者の責任でおこなってください。
- 既設のごみ箱は塞ぎイベント用の大きなゴミ箱を用意することをおすすめします。

警備・危機管理対応について

夜間に限らずイベント開催中は専任の警備スタッフを用意してください。またクレーム・災害時などの緊急時における体制を明確にし危機管理体制を含む警備計画を事前に当協議会ならびに池袋警察署警備課に提出してください。

消防・衛生管理について

食品・飲料を扱う場合は事前に池袋保健所へ「[イベント開催届](#)」「[行事における臨時出店届](#)」などの書類を提出し、衛生管理を徹底すること。

火を扱う場合には池袋消防署へ「[消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書](#)」を届け出ること。また、周囲の安全を確保するとともに、火の始末に適切な措置を講じること。

本部の設置

会場内に必ず本部テントを設置してください。

違法駐輪対策

来場者がみだりに公園内に自転車をとめないよう近隣の駐輪場を案内するとともに、放置自転車が出ないようにアナウンスをすること。

提出書類チェックリスト

必要タイミング	書類名	入手方法	提出先	備考
応募時	池袋西口公園使用申請書		応募申し込みフォームへ添付	
	実施計画書	定型様式なし		
	事業予算書			
	主催者の主な構成員(役員)名簿			全員の住所必須
	会則・規約			
審査通過後～ 利用15日前まで	後援名義使用許可申請書		豊島区HP	豊島区
	ロゴ使用許可申請書	豊島区HP	豊島区	
	イベント開催届	保健所HP	池袋保健所	飲食提供時必須
	行事における臨時出店届	保健所HP	池袋保健所	飲食提供時必須
	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	消防署HP	池袋消防署	
	運営体制図	定型様式なし	豊島区・池袋警察署・当会	開催期間中のクレームや110番入電時に使用します



改訂履歴

- 平成28年4月 初版
- 平成29年4月 第二版 （新料金体系に伴う体裁変更）